

平成21年6月定例県議会提出予定案件

(議決案件)

【制定条例】

1 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例制定の件

介護職員の処遇の改善及び介護保険施設等の円滑な開設を図るため、山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金を設置する。

- ・介護職員処遇改善等臨時特例交付金により創設（3,200,000千円）
- ・平成23年度まで

<公布の日から施行>

2 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例制定の件

地域における介護サービス等のための基盤の整備の促進を図るため、山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を設置する。

- ・介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により創設（1,800,000千円）
- ・平成23年度まで

<公布の日から施行>

3 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例制定の件

地域における自殺対策の強化を緊急に図るため、山梨県地域自殺対策緊急強化基金を設置する。

- ・地域自殺対策緊急強化交付金により創設（135,000千円）
- ・平成23年度まで

<公布の日から施行>

4 山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例制定の件

間伐等の森林整備の一層の促進と林業・木材産業等の地域産業の再生を図るため、山梨県森林整備加速化・林業再生基金を設置する。

- ・森林整備加速化・林業再生事業費補助金により創設（500,000千円）
- ・平成23年度まで

<公布の日から施行>

【改正条例】

5 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件

国家公務員退職手当法の一部改正にかんがみ、退職手当の支給制限及び返納等について所要の改正を行う。

1 退職手当の支給制限の拡充

退職後、退職手当支払い前に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当の理由がある場合又はしたと認められた場合には、退職手当の支給を制限することができる。

2 退職手当の返納制度の拡充

退職後、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた場合には、退職手当の返納を命ずることができる。（退職の日から5年以内に限る）

3 遺族に対する返納命令（新設）

4 相続人に対する納付命令（新設）

5 人事委員会に対する諮問（新設）

<公布の日から施行>

6 山梨県県税条例中改正の件

地方税法の一部改正に伴い、個人県民税等について所要の改正を行う。

1 個人県民税

(1) 住宅ローン特別控除の創設

対象者 所得税の住宅ローン特別控除の適用者

控除額 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額の2/5
(3/5は市町村民税から控除)

(2) 先物取引に係る雑所得等に係る特例措置（2%の分離課税）の対象拡大

2 不動産取得税

(1) 特例措置の対象拡大

改正農業経営基盤強化促進法に基づき農地利用集積円滑化団体が農地を面的に集約するために取得した土地の不動産取得税について、特例措置（納税義務の免除・徴収猶予）を講ずる。

(2) 減額措置の対象見直し

産業活力再生特別措置法の規定により認定を受けた計画に従って取得した事業用不動産について、同法の改正により計画の類型が見直されたことに伴い、減額措置（税額の1/6を減額）の対象を見直す。

<公布の日から施行。ただし、1(1)～2(1)については次の日からそれぞれ施行する。>

1(1) 平成22年1月1日 1(2) 平成23年1月1日 2(1) 改正農業経営基盤強化促進法の施行日>

7 山梨県都市公園条例中改正の件

小瀬スポーツ公園陸上競技場の電光掲示板を大型映像装置に改修することに伴い、利用料金限度額を改正する。

- 1 電光掲示板（陸上競技場）の利用料金限度額を削除
- 2 大型映像装置の利用料金限度額を設定
 - ・アマチュア 1時間 8,400円（文字のみを表示する場合 4,200円）
 - ・アマチュア以外 1時間 16,800円（文字のみを表示する場合 8,400円）
- 3 大型映像装置により広告を表示する行為の利用料金限度額を設定
 - ・表示画面の全部に表示 1分 13,500円
 - ・表示画面の一部に表示 1㎡・1分 100円

<平成21年8月2日から施行>

8 山梨県立学校設置条例中改正の件

笛吹市（石和高校の敷地）に県立**笛吹**高等学校を設置する。

<平成22年4月1日から施行>

9 山梨県警察組織条例中改正の件

警察法施行令の一部改正に伴い、本県警察の所掌事務を整備する。

総務室の所掌事務に次の事務を追加

- ・被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

<公布の日から施行>

10 平成21年度山梨県一般会計補正予算

11 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

12 平成21年度山梨県営病院事業会計補正予算

13 契約締結の件

国道411号大常木トンネル建設工事 1,184,400,000円

14 変更契約締結の件

- ・国道139号松姫トンネル大月工区建設工事

2,097,900,000円 → 1,907,717,700円 190,182,300円の減

現契約議決の時期：平成18年2月議会 相手方：間組・銭高組・アイサワ工業JV

- ・都市計画道路愛宕町下条線飯田橋上部工建設工事

960,750,000円 → 1,018,105,200円 57,355,200円の増

現契約議決の時期：平成20年2月議会 相手方：飯田鉄工・サクラダJV

15 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

平成21年度に施行する事業について市町村の負担率を定める。

- ・農村地域新エネルギー利活用推進事業 25/100以内

(承認案件)

1 山梨県県税条例及び山梨県県税条例の一部を改正する条例中改正の件

地方税法等の一部改正に伴い、不動産取得税の特例措置の延長等を行う。

- 1 不動産取得税の特例措置の延長（3年間）
- 2 道路特定財源（自動車取得税及び軽油引取税）の一般財源化
- 3 低公害車・低燃費車に係る自動車取得税について特例措置を講ずる（3年間）
- 4 個人県民税の配当・譲渡益に対する軽減税率の延長（3年間）

平成21年3月31日専決、3月31日公布

<平成21年4月1日から施行>

2 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

過疎地域内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる製造業等の設備の新增設の期限を次のとおり延長する。

- ・平成21年3月31日 → 平成22年3月31日

平成21年3月31日専決、3月31日公布

<平成21年4月1日から施行>

(報告事項)

1 山梨県手数料条例中改正の件

介護保険法等の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行う。
平成21年4月28日専決、4月30日公布
<平成21年5月1日から施行>

2 平成20年度山梨県一般会計継続費繰越計算書

3 平成20年度山梨県一般会計繰越明許費繰越計算書

4 平成20年度山梨県一般会計事故繰越し繰越計算書

5 平成20年度山梨県恩賜県有財産特別会計繰越明許費繰越計算書

6 平成20年度山梨県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

7 平成20年度山梨県営電気事業会計予算繰越計算書

8 平成20年度山梨県営病院事業会計予算繰越計算書

9 訴えの提起の件

県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求
(滞納月数12月以上9名予定)

10 和解及び損害賠償額の決定の件	8件	586,929円
公務上の交通事故	3件	346,643円
県道上の落石事故	2件	76,996円
県道上の落木事故	1件	6,338円
県道上の穴ぼこ事故	1件	44,278円
県道上の凹凸事故	1件	112,674円

(提出事項)

1 県が出資している法人の経営状況説明書 (18法人)